# 令和８年第２回

# 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会

# 定例会会議録

令和８年８月５日　開会

同　　日　閉会

# 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会

神戸市　センタープラザ６階　特大会議室

目　次

出席議員 …… 1
欠席議員 …… 1
欠員 …… 1
説明のため出席した者 …… 2
職務のため出席した者 …… 2
議事日程 …… 3
会議に付した事件 …… 3
開会宣言（午後２時00分） …… 4
広域連合長　開会挨拶 …… 4
諸報告 …… 6
議事日程
第　１　会議録署名議員の指名 …… 6
第　２　会期の決定 …… 6
第　３　報告第１号　債権放棄の報告について …… 6
第　４　議案第６号　兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件 …… 7
第　５　議案第７号　兵庫県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例制定の件 …… 7
第　６　認定第１号　令和７年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件 …… 9
第　７　認定第２号　令和７年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 …… 9
第　８　議案第８号　令和８年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号） …… 11
第　９　議案第９号　令和８年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） …… 11
第 10　陳情第３号　後期高齢者医療保険制度を、被保険者が利用持続可能な制度とするための陳情 …… 13
第 11　一 般 質 問 …… 17
第 12　同意第３号　兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件 …… 20
広域連合長　閉会挨拶 …… 22
閉会宣言（午後２時40分） …… 22
会議録署名 …… 23

# 令和８年第２回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和８年８月５日（水曜日）　午後２時開議

---

**出席議員**（32名）

| | |
|---|---|
| １番　今　西　正　男 | ２番　岡　本　　裕 |
| ３番　吹　野　順　次 | ４番　永　野　　潔 |
| ５番　岩　﨑　敏　雄 | ７番　御手洗　裕　己 |
| ８番　桝　村　義　則 | ９番　玉　田　直　人 |
| 10番　土生田　　哉 | 12番　溝　田　康　人 |
| 13番　藤　原　良　規 | 14番　冨　川　晃太郎 |
| 15番　内　藤　博　史 | 16番　永　井　幹　雄 |
| 17番　松　木　茂　弘 | 20番　井　上　利　八 |
| 21番　堀　井　宏　之 | 22番　谷　垣　　満 |
| 23番　細　見　正　敏 | 26番　富　永　奈緒美 |
| 27番　水　口　浩　也 | 28番　藤　尾　　潔 |
| 29番　山　本　　実 | 30番　森　　昌　弘 |
| 31番　藤　原　正　和 | 34番　津　田　義　和 |
| 36番　前　田　義　人 | 37番　榮　藤　雅　雄 |
| 38番　山　本　高　士 | 39番　江　見　秀　樹 |
| 40番　穴　田　康　成 | 41番　西　村　　徹 |

---

**欠席議員**（５名）

| | |
|---|---|
| 18番　藤　原　博　之 | 19番　名　倉　嗣　朗 |
| 24番　吉　田　良　子 | 25番　藤　岡　　勇 |
| 35番　近　藤　博　之 | |

---

**欠員**（４名）

説明のため出席した者

| | |
|---|---|
| 広域連合長 | 福元晶三 |
| 副広域連合長 | 岡本信司 |
| 副広域連合長 | 大林賢一 |
| 事務局長 | 山根拓生 |
| 情報システム課長 | 関戸裕二 |
| 資格保険料課長 | 高武信司 |
| 給付課長 | 鴛海慎一 |
| 総務課課長補佐 | 永瀬文雄 |
| 保健事業担当係長 | 藤原美幸 |
| 資格係長 | 中塚春美 |
| 保険料係長 | 大井　茂 |
| 給付第１係長 | 山際正剛 |
| 給付第２係長 | 山本義人 |

職務のため出席した者

| | |
|---|---|
| 書記 | 岸本　徹 |
| 同 | 中村岳史 |

## 議事日程

（諸報告）

第 １　会議録署名議員の指名

第 ２　会期の決定

第 ３　報告第１号　債権放棄の報告について

第 ４　議案第６号　兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件

第 ５　議案第７号　兵庫県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例制定の件

第 ６　認定第１号　令和７年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件

第 ７　認定第２号　令和７年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

第 ８　議案第８号　令和８年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）

第 ９　議案第９号　令和８年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

第 10　陳情第３号　後期高齢者医療保険制度を、被保険者が利用持続可能な制度とするための陳情

第 11　一 般 質 問

第 12　同意第３号　兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件

## 会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（今西　正男）　　ただいまから、令和８年第２回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、18番、小野市・藤原議員、19番、三田市・名倉議員、24番、南あわじ市・吉田議員、25番、朝来市・藤岡議員、35番、福崎町・近藤議員から欠席する旨の届けが提出されております。

開議に先立ち、福元広域連合長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

福元広域連合長。

（福元広域連合長　登壇）

○広域連合長（福元　晶三）　　皆様、こんにちは。令和８年第２回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公務御多忙の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は、先の広域連合長選挙におきまして、酒井丹波篠山市長に代わり、本年の６月２日付で新しく広域連合長に就任をさせていただきました、宍粟市長の福元でございます。県内41市町と連携協力し、後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めてまいる所存でありますので、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

さて、皆様御承知のとおり、先月、令和８年熊本地震が突如として起きたところでありますが、多くの方がお亡くなりになっております。心より御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された多くの皆さんが一日も早く平穏な生活を取り戻されること、そして、大変暑い中ではありますが、被災地域の復旧・復興が一日も早く進みますことを願うばかりであります。

御承知のとおり、兵庫県におきましては、県と市町それぞれ連携をしながら、７月31日に災害支援本部が立ち上がりました。兵庫県は、宇城市をカウンター

パートとして、県内の市町が一致団結し、協力して、家屋の被害認定あるいは罹災証明の発行、さらには水道協会と連携をしながらの給水活動等々の支援の準備をなさっているところでありますが、それぞれの市町が積極的に支援を行うことが今求められていると思います。各市町におかれましても、大変なときではありますが、お互いに協力していきたいと、あるいはしていくべきと感じております。

さて、本年８月には、暫定的な運用として実施をしてまいりました全被保険者への資格確認書の職権交付終了後、初めての年次更新を迎えるとともに、高額療養費制度の見直しがなされるなど、議員の皆様はじめ、各市町の後期高齢者医療制度担当課の皆様には、被保険者への周知広報等に多大なる御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、保険料に関しましては、令和８・９年度の保険料率改定に伴い、社会全体で子ども・子育て世帯を応援していくため、「子ども・子育て支援金」制度への拠出が始まりました。今後も、高額療養費制度における所得区分が細分化されるなど、制度改正が続く中、我々広域連合といたしましては、国の動きをしっかりと注視し、関係市町と連携協力を行いながら、被保険者の皆様が安心して医療を受けられるよう、安定的な制度運営を行っていく必要があると考えておりますので、議員の皆様には、何卒よろしくお願い申し上げます。

本日は、条例の改正、令和７年度一般会計・特別会計の決算認定、令和８年度一般会計・特別会計の補正予算案、副広域連合長の選任といった重要な案件を提案させていただいております。各議案につきましては、後ほど御説明いたしますので、何卒よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞ、この後よろしくお願い申し上げます。

（福元広域連合長　降壇）

○議長（今西　正男）　　これより、本日の会議を開きます。

（開　議）

○議長（今西　正男）　　本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

最初に、「諸報告」を申し上げます。監査報告書のとおり、監査委員から監査報告第１号及び第２号による報告がありました。

次に、議会閉会中におきまして、15番、三木市・初田議員より広域連合議員を辞職したい旨の願い出が提出されましたので、議長において、これを許可いたしました。

次に、欠員となっておりました、議会運営委員会委員に「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例」第３条ただし書の規定に基づき、議長において、27番、宍粟市・水口議員を指名いたしました。

以上で、諸報告を終わります。

次に、日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、３番、尼崎市・吹野議員及び21番、丹波篠山市・堀井議員を指名いたします。

次に、日程第２、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日１日といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今西　正男）　　御異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日と決定いたしました。

次に、日程第３、報告第１号「債権放棄の報告について」を議題といたします。

報告を求めます。

山根事務局長。

（山根事務局長　登壇）

○事務局長（山根　拓生）　　ただいま上程されました報告第１号について、御説明申し上げます。

提出議案の１ページをお開きください。

本報告は、「兵庫県後期高齢者医療広域連合債権管理条例」第12条第１項の規定により債権を放棄いたしましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

今回報告いたします債権は２件でございます。

１件目は、債務者が生活保護受給中であることが判明し、著しい生活困窮状態にあると認められ、今後も資力の回復が困難と判断したものでございます。

２件目は、同条例第10条第３号の規定により徴収停止の措置を講じた後、１年以上を経過してもなお弁済される見込みがない状態にあると判断したものでございます。

これら２件につきましては、それぞれ「兵庫県後期高齢者医療広域連合債権管理条例」第12条第１項第１号または同項第５号に該当することから、当該債権を放棄したものでございます。

以上、報告第１号を御報告申し上げました。

（山根事務局長　降壇）

○議長（今西　正男）　　報告は終わりました。

次に、日程第４、議案第６号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」及び日程第５、議案第７号「兵庫県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例制定の件」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山根事務局長。

（山根事務局長　登壇）

○事務局長（山根　拓生）　　ただいま上程されました議案第６号及び議案第７号について、一括して御説明申し上げます。

提出議案の２ページをお開きください。

議案第６号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について御説明申し上げます。

本件は、前回の議会定例会において、「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則」の公布が遅れていたため、条項番号のない改正としておりました同条例について、法律施行規則がこのたび公布されたことを受け、条項番号を明記した内容に改正するものでございます。

次に、議案第７号「兵庫県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例制定の件」について御説明申し上げます。

提出議案の４ページをお開きください。

本件は、行政手続法の改正等を踏まえ、聴聞等に係る不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の通知方法等について、公示の実施にあたり、公示事項を事務所に設置した電子計算機器の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態におく措置をとること及びこれに関連する規定の整備の改正を行うものでございます。

以上、議案第６号及び議案第７号について、一括して御説明申し上げました。何卒よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

（山根事務局長　降壇）

○議長（今西　正男）　　提案理由の説明が終わりました。発言の通告はありませんので、これより順次お諮りいたします。

議案第６号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今西　正男）　　御異議なしと認めます。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今西　正男）　　御異議なしと認めます。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第６、認定第１号「令和７年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」及び日程第７、認定第２号「令和７年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山根事務局長。

（山根事務局長　登壇）

○事務局長（山根　拓生）　　ただいま上程されました認定第１号及び認定第２号につきまして、相互に関連しておりますので、一括して御説明申し上げます。

提出議案の８ページをお開きください。

認定第１号「令和７年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」について御説明申し上げます。

本件、一般会計歳入歳出決算と、後ほど御説明申し上げます認定第２号「後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第233条第１項の規定に基づき調製し、同条第２項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別添のとおり審査意見書の提出がございましたので、同条第３項の規定により、議会の認定をいただくため、提案するものでございます。

提出議案の９ページをお開きください。

一般会計の歳入でございますが、歳入予算現額25億5,034万4,000円に対しまして、収入済額は25億2,968万594円でございます。

提出議案の10ページを御覧ください。

一般会計の歳出でございますが、支出済額の合計は22億9,819万7,133円で、歳入歳出差引残額は2億3,148万3,461円でございまして、これを翌年度に繰越しいたします。

これは、主に第２款第１項総務管理費の不用額によるものでございます。なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、令和７年度歳入歳出決算に関する附属書類の１ページから３ページまでに記載しております。

次に、提出議案の11ページをお開きください。

認定第２号「令和７年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」について御説明申し上げます。

提出議案の12ページを御覧ください。

後期高齢者医療特別会計の歳入でございますが、歳入予算現額が9,333億7,391万円に対しまして、収入済額は9,316億2,425万5,508円でございます。

提出議案の13ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計の歳出でございますが、支出済額の合計は9,156億6,683万6,021円でございます。主な支出内容といたしまして、第１款保険給付費の予算現額9,096億2,935万2,000円に対し、支出済額8,929億5,512万4,514円でございます。ここで、不用額が166億7,422万7,486円ございますが、これは、１人当たりの給付費等が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

歳入歳出差引残額は159億5,741万9,487円でございまして、これを翌年度に繰越しいたします。なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、令和７

年度歳入歳出決算に関する附属書類の４ページから９ページまでに記載しております。

以上、認定第１号及び認定第２号について、一括して御説明申し上げました。何卒よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

（山根事務局長　降壇）

○議長（今西　正男）　　本件について発言の通告はありませんので、これより順次お諮りいたします。

認定第１号を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今西　正男）　　御異議なしと認めます。

よって、認定第１号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第２号を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今西　正男）　　御異議なしと認めます。

よって、認定第２号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第８、議案第８号「令和８年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）」及び日程第９、議案第９号「令和８年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山根事務局長。

（山根事務局長　登壇）

○事務局長（山根　拓生）　　ただいま上程されました議案第８号及び議案第９号につきまして、相互に関連しておりますので、一括して御説明申し上げます。

提出議案の14ページをお開きください。

議案第８号「令和８年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）」について御説明申し上げます。

本補正予算は、一般会計の予算総額を、歳入歳出それぞれ2,001万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億9,450万円とするものでございます。これは、主に、令和７年度決算歳入歳出差引残額を繰越し、市町からの負担金の減額、子ども・子育て支援金制度導入に伴う体制整備事業に対する国庫補助金を歳入するとともに、国保中央会への負担金の増額対応及び令和７年度の精算に伴う国への償還金等に係る補正を行うものでございます。なお、歳入歳出事項別明細書につきましては、令和８年度補正予算に関する説明書の１ページから４ページまでに記載しております。

提出議案の16ページをお開きください。

議案第９号「令和８年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」について御説明申し上げます。

本補正予算は、特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ162億1,637万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,558億2,337万7,000円とするものでございます。これは、主に令和７年度決算歳入歳出差引残額に市町からの追加納付額、国や県からの追加交付額等を加えた162億円余から48億円余を市町、国、県負担金精算のための償還金等に充て、残りの112億円余を後期高齢者医療給付費準備基金に積み立てようとするものでございます。なお、歳入歳出予算事項別明細書につきましては、令和８年度補正予算に関する説明書の５ページから８ページに記載しております。

以上、議案第８号及び議案第９号について、一括して御説明申し上げました。何卒よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

（山根事務局長　降壇）

○議長（今西　正男）　　本件について発言の通告はありませんので、これより順次お諮りいたします。

議案第８号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今西　正男）　　御異議なしと認めます。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第９号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今西　正男）　　御異議なしと認めます。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10「陳情第１号」を議題といたします。

執行機関の説明を求めます。

山根事務局長。

（山根事務局長　登壇）

○事務局長（山根　拓生）　　陳情第１号、陳情事項「後期高齢者医療保険制度を、被保険者が利用持続可能な制度とするための陳情」について、御説明申し上げます。

はじめに、陳情事項１点目「70歳以上の医療費窓口負担における原則３割をやめるよう国に求めること」につきましては、令和８年７月21日に「経済財政運営と改革の基本方針(いわゆる骨太方針)」が閣議決定され、「70歳以上の高齢者の医療費窓口負担割合について、低所得者等の必要な受診が確保されるよう、適切に配慮することを前提として、原則３割となっている現役世代との間で年齢によらない真に公平な応能負担を実現する観点から見直しを行う」ことが示されました。また、そのための改革工程表を2026年末までに策定するとされており、引き続き、国の動向を注視しているところでございます。

国に対しましては、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、「自己負担割合の見直しに当たっては、急激な負担増を招く改正を行わないことや、単に年齢により区分するのではなく、所得に基づいた、経済的な負担が抑えられるような制度設計とするよう慎重に検討すること」を要望しております。

陳情事項２点目は「マイナ保険証保有の有無やその他条件を設けることなく、紙の「資格確認書」の一律発行を行うこと」でございます。

令和５年６月９日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」等により、令和６年12月２日以降、従来の被保険者証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証をお持ちの方は「資格情報のお知らせ」、マイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書」を交付することとなりました。ただし、後期高齢者につきましては、国より令和８年８月の年次更新まで暫定的な運用が示されており、令和７年８月の年次更新では、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、全被保険者に資格確認書を職権で交付いたしました。

令和８年８月以降につきましては、令和８年１月27日に国から新たな通知があり、マイナ保険証の利用による高齢者へのメリットが大きいことや、マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行を進める観点から、現状の保有状況にかかわらず、一律に資格確認書を職権交付する暫定的な運用を見直す方針が示されました。

国からの方針を踏まえ、当広域連合といたしましては、令和８年８月の年次更新において、マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に向け、また、被保険者や市町にとってできるだけ分かりやすい制度運用となるよう対応したところでございます。

引き続きマイナ保険証の利用促進に努めるとともに、被保険者の皆様が安心して制度を利用いただけるよう、適切な運用に取り組んでまいります。

陳情事項３点目は「出産育児一時金をはじめ「子育て支援制度」の財源は、後期高齢者を含めた保険料引き上げでなく国庫負担で行うこと。また、保険料引き下げができるよう、国庫負担を引き上げることを国に求めること」でございます。

子育て支援制度の財源につきましては、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和５年５月19日に公布され、令和６年度から後期高齢者医療制度においても、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されることとなりました。

さらに、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和６年６月12日に公布され、児童手当等の子ども・子育て施策の費用の一部に充てるため、後期高齢者医療制度を含む医療保険者は医療分の保険料と併せて子ども・子育て支援金の保険料を徴収し、国に納付することが義務づけられました。

出産育児一時金及び子ども・子育て支援金についての財源は、基本的には保険料のみで賄うこととされていることから、当広域連合におきましても、令和８・９年度保険料率算定に組み込むこととし、今年度分については、本年７月に被保険者に対し、保険料として賦課したところでございます。

また、国庫負担の引き上げを国に求めることにつきましては、国に対し、「今後の制度見直しや保険料率改定に当たっては、広域連合や各団体等の意見を十分聴取し、被保険者に過大な負担とならないよう配慮するとともに、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した財政運営を確保するため、定率国庫負担割合の引き上げ等、国の財政支援を拡充すること」を全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて要望しております。今後も引き続き同様の要望を行ってまいりたいと考えております。

陳情事項４点目は「兵庫県後期高齢者医療広域連合議会に、加入者である高齢者の生活実態、制度への意見を反映させるため、「一般公募枠」を設けるこ

と」でございます。当広域連合議員は、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第７条第２項に「広域連合議員は関係市町の長、副市町長又は議会の議員により組織する」と規定しており、規約第８条第１項に基づき、各関係市町の議会において、当該関係市町の長、副市町長または議会の議員のうちから一人を選挙により選出いただいております。

このように、どの市町にお住まいの方においても、住民により身近であるお住まいの市町の議会において、選挙で選ばれた議員を通じ、高齢者の生活実態等を踏まえた後期高齢者医療制度への意見を反映させることができるようになっております。

以上、陳情第１号について御説明申し上げました。

（山根事務局長　降壇）

○議長（今西　正男）　　執行機関の説明は終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

陳情第１号を採択することに賛成議員の起立を求めます。

（起立者　なし）

○議長（今西　正男）　　起立なしであります。よって、陳情第１号は不採択と決定いたしました。

次に、日程第11「一般質問」を行います。質問の通告がありますので、これを許可いたします。

２番、姫路市・岡本議員、自席で御発言願います。

○議員（岡本　裕）　　それでは、資格確認書等の交付方法について質問いたします。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、令和６年12月２日以降、従来の被保険者証の新規発行は廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しておりますが、後期高齢者医療制度におきましては、国からの通知によ

り、令和８年７月までは暫定的な運用として、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を全被保険者に職権交付することになっておりました。しかし、令和８年８月以降は、これまでの暫定的運用を見直し、「年齢及びマイナ保険証の過去の利用実績」により交付をすることとされました。

具体的には、85歳以上の被保険者については、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を職権交付することとし、84歳以下の被保険者については、直近１年間にマイナ保険証の利用が６回以上あり、かつ概ね直近３か月以内に利用実績がある場合は、資格確認書を職権交付しない、あるいは各広域連合において地域の実情等を考慮した上で、マイナ保険証を保有している方等には資格確認書を職権交付せず、資格情報のお知らせを交付することを差し支えないとされております。

当広域連合におきましては、85歳以上の被保険者については、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を交付することとし、84歳以下の被保険者については、マイナ保険証の保有状況により、資格確認書を交付することとされましたが、この交付方法に決定した経緯や理由についてお伺いいたします。

○議長（今西　正男）　　山根事務局長。

○事務局長（山根　拓生）　　資格確認書等の交付方法についてお答えをさせていただきます。

資格確認書等の交付につきましては、御指摘いただきましたように、国からの通知を受け、当広域連合において被保険者や市町にとってできるだけ分かりやすい仕組みとなるよう、その交付方法等について検討を進めてまいりました。

検討に当たりましては、利用実績に基づき交付いたしますと、交付に係る発行処理日によって参照する月が異なるなど運用が複雑であるため、市町からは、「同一世帯内で交付状況が異なる場合など、被保険者への説明が難しく、混乱を招く恐れがある」、あるいは「マイナ保険証の利用促進・推奨をしている中

で逆行するのではないか」、また「既にマイナ保険証を利用している方が混乱するのではないか」といった意見が寄せられました。

こうした市町からの意見、また、過去の診療や薬剤情報の提供など、マイナ保険証の利用によるメリットが高齢者にとって大きいこと、さらには、兵庫県の後期高齢者医療制度において、マイナ保険証の利用率が上昇していることを踏まえまして、当広域連合における84歳以下の被保険者への資格確認書交付については、「利用実績」に基づく交付ではなく、「マイナ保険証の保有状況」に基づき、マイナ保険証を保有している方には「資格情報のお知らせ」を、保有していない方には「資格確認書」を交付する方針といたしました。

なお、マイナ保険証を保有している方でありましても、何らかの事情によりまして、マイナ保険証での受診が困難な場合には、申請により資格確認書を交付することとしてございます。

以上でございます。

○議長（今西　正男）　　岡本議員。

○議員（岡本　裕）　　当広域連合においては、資格確認書等の交付方法の決定にあたり、市町からの意見、マイナ保険証の持つ利点や利用率が上昇している現状等を踏まえつつ、被保険者や市町にとって理解しやすいことを念頭に検討を進められ、現在の交付方法とされたことについては理解をいたしました。

しかし、これまで全被保険者に資格確認書が交付されていたところが、84歳以下の方については、マイナ保険証の保有状況により資格確認書が交付される方法に変更されたことになります。この変更については、被保険者や医療機関等において混乱が生じることも想定されることから、その対策として十分な周知が必要と考えますが、当広域連合において行った周知に関する取組には、どのようなものがありますか。具体的にお答えください。

○議長（今西　正男）　　山根事務局長。

○事務局長（山根　拓生）　　御指摘のとおり、資格確認書等の交付方法が変更されたことによりまして、被保険者の方々や医療機関等の現場におきまして、混乱することも考えられましたことから、当広域連合では、新たな資格確認書等の交付方法について、当広域連合のホームページに掲載するとともに、兵庫県の広報紙「ＧＯＫＯＫＵ」の広告欄に、５月号と６月号の２か月にわたって掲載し、さらに、７月号でもインフォメーション欄に掲載して、被保険者の方々等への周知広報を行ってまいりました。また、医療機関等に関しましても、各市町を通じましてチラシとポスターを送付し、周知及び御協力を求めてまいりました。加えて、各市町に対しましても周知広報についての御協力をお願いしたところ、各市町では、ホームページや広報紙への掲載のほか、ケーブルテレビの放映やデジタルサイネージへの掲載、自治会での回覧、防災行政無線での定時放送など、様々な手法により周知広報に努めていただいているところでございます。

こうした中で、７月中には全被保険者に資格確認書等の送付を終えており、送付当初は「資格情報のお知らせが届かない」や「資格情報のお知らせは届いたけれども資格確認書が欲しい」などの問合せが一定ございましたが、市町の御協力により、大きなトラブルなく資格確認書等の交付は順調に行えているものと認識してございます。

以上でございます。

○議長（今西　正男）　　岡本議員。

○議員（岡本　裕）　　当広域連合での取組に加え、各市町の協力により資格確認書等の交付は順調に行えているということですが、当広域連合においては、被保険者や医療機関等において混乱が生じることのないよう、引き続き円滑な制度運用に努めていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（今西　正男）　　以上で、一般質問は終わりました。

次に、日程第12、同意第３号「兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

福元広域連合長。

（福元広域連合長　登壇）

○広域連合長（福元　晶三）　　ただいま上程されました同意第３号「兵庫県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任の件」について、御説明を申し上げます。

提出議案の18ページをお開きください。

本件は、丸谷聡子副広域連合長が本日付けをもって退任いたしますので、副広域連合長として新たに大林賢一養父市長を選任いたしたく、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第12条第４項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。何卒よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

（福元広域連合長　降壇）

○議長（今西　正男）　　提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

本件について、同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今西　正男）　　御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

この際、ただいま副広域連合長に選任されました大林賢一養父市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

大林賢一養父市長。

（大林副広域連合長　登壇）

○副広域連合長（大林　賢一）　　発言のお許しをいただき、ありがとうございます。

ただいま、皆様方の御同意をいただき、副広域連合長に就任することになりました、養父市長の大林でございます。この場をお借りして一言挨拶申し上げます。

広域連合長を補佐し、後期高齢者医療制度の円滑な実施に努めてまいる所存であります。議員各位におかれましては、何卒御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

（大林副広域連合長　降壇）

○議長（今西　正男）　　以上で、本定例会に上程されました案件は全て終了いたしました。

議員各位におかれましては、終始熱心に御審議を賜り、また、議事進行に御協力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

この際、広域連合長より御挨拶がございます。

福元広域連合長。

（福元広域連合長　登壇）

○広域連合長（福元　晶三）　　令和８年第２回の広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

議員各位には、本日の定例会に提出をいたしておりました議案につきまして、慎重なる御審議を賜り、いずれも御賛同いただき、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度におきましては、先日閣議決定をされました、いわゆる骨太の方針におきまして、「外来特例の在り方や、負担割合の区切りとなる所得の見直し、年齢の引上げなど窓口負担の抜本的な見直しについて、現役世代の負担軽減の観点からの公費負担の在り方とともに総合的に検討を行う」との方針が示されるなど、取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

今後とも、国の動向を注視するとともに、被保険者の皆様が安心して保険診

療を受けられるよう、適切な事業の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

（福元広域連合長　降壇）

○議長（今西　正男）　　御挨拶は終わりました。

これをもちまして、令和８年第２回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

（午後２時40分　閉会）

地方自治法第123条第２項の規定により、署名する。

議　　長　　今　西　正　男

署名議員　　吹　野　順　次

署名議員　　堀　井　宏　之